

一 緑地の保全及び緑化の目標	二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、口から二までに掲げる事項）	六 緑地の保全に関する事項
ハ 緑地保全地域に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準	ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項	八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

一 緑地の保全及び緑化の目標	二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、口から二までに掲げる事項）	六 緑地の保全に関する事項
ハ 緑地保全地域に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準	ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項	八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

一 緑地の保全及び緑化の目標	二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、口から二までに掲げる事項）	六 緑地の保全に関する事項
ハ 緑地保全地域に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準	ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項	八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

一 緑地の保全及び緑化の目標	二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、口から二までに掲げる事項）	六 緑地の保全に関する事項
ハ 緑地保全地域に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準	ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項	八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

に規定する基準。第八項において同じ。)に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

前項の規定による処分は、第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

都道府県知事等は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の規定による届出をした者に対し、その旨延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日(前項の規定により第三項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

都道府県知事等は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百四十八号)に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。)が行う行為については、第一項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国(機関又は地方公共団体は、同項の規定により届出をする行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国(機関又は地方公共団体に對し、第六条第一項に規定する基準に従い、当該緑地の保全のためるべき措置について協議を求めることができる。

次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい

支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの。

二 緑地保全地域に関する都市計画が定められ

た際既に着手していた行為

三 非常災害のため必要な応急措置として行う

行為

四 首都圏保全法第四条第一項の規定による近

郊緑地保全計画に基づいて行う行為

五 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で

定める行為に該当する行為

六 基本計画において定められた当該緑地保全

地域内の緑地の保全に関連して必要とされる

施設の整備に関する事項に従つて行う行為

八 市民緑地契約において定められた当該市民

緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる

施設の整備に関する事項に従つて行う行為

九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(原状回復命令等)

第九条 都道府県知事等は、前条第二項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他

の工作物若しくは物件についての権利を承継し

た者に對して、相当の期限を定めて、当該緑地

の保全に対する障害を排除するため必要な限度

において、その原状回復を命じ、又は原状回復

が著しく困難である場合に、これに代わるべき

必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて

當該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該原状回復等を行らし、又

はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相

当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行な

いときは、都道府県知事等又はその命じた者若

しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨を

あらかじめ公告しなければならない。

前項の規定により原状回復等を行おうとする

者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

都道府県等は、第八条第二項の規定による

処分を受けたため損失を受けた者がある場合に

においては、その損失を受けた者に對して、通

常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号

のいずれかに該当する場合における当該処分に

係る行為については、この限りでない。

第一項の届出に係る行為をするにつ

いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受

けるべきことを定めている法律(法律に基づ

く命令及び条例を含むものとし、当該許可そ

の他の処分を受けることができないため損失

を受けた者に對して、その損失を補償すべき

ことを定めているものを除く。)がある場合

において、当該許可その他の処分の申請が却

下されたとき、又は却下されるべき場合に該

当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲

げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発

行為により確保された緑地その他これに準

ずるものとして政令で定める緑地の保全に

支障を及ぼす行為

ロ イに掲げるものほか、社会通念上緑地

保全地域に関する都市計画が定められた趣

旨に著しく反する行為

二 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文

の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

第十一條 都道府県知事等は、緑地保全地域内の

緑地の保全のため必要があると認めるときは、

その必要な限度において、第八条第二項の規定

により行為を制限され、若しくは必要な措置を

とるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該

土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

ての風致又は景観が優れること。

イ 風致又は景観が優れること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に

保全する必要があること。

一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防

止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。)として適切な位置、規

劃に特別緑地保全地区を定めることができる。

二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体とな

つて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びつい

て当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

模及び形態を有するもの

二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体とな

つて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びつい

て当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

イ 風致又は景観が優れること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に

保全する必要があること。

三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の

住民の健全な生活環境を確保するため必要な

もの

イ 風致又は景観が優れること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に

保全する必要があること。

三 前項に規定する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

三 前項に規定する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

ければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

都道府県知事等は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることがで

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

- 一 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- 二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
- 三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とする施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 四 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為
- 五 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 六 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 七 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等についての準用）

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

（損失の補償についての準用）

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十一条第一項第一号及び第二号中「第八条の第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとす。

（土地の買入れ）

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利

用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項又は次条第四項の規定によることによる買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとする。

2 前項の申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村を市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県又は町村が、当該土地を買入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(都市緑化支援機構による特定緑地保全業務)
第十七条の二 都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認められるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一 都市緑化支援機構が第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二 都市緑化支援機構が第七十条第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る
対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五 前号の期間内において都市緑化支援機構が第七条第四号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきもの 支払の方法及び時期

六 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買入れるものとする。

七 その他国土交通省令で定める事項

4 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買入れるものとする。

5 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、特定緑地保全業務を行わなければならない。

7 第五項に定めるもののほか、都道府県等は、業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。
(買入れた土地の管理)

第二十一条 都道府県は、第十七条第一項若しくは第三項の規定により買入れた土地又は業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

2 前項の規定は、市町村について準用する。この場合において、同項中「第三条の三第二項第六号に掲げる事項を定める広域計画」とあるのは、「第四条第二項第六号ハに掲げる事項を定める基本計画」と読み替えるものとする。
(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは、「第十四条第一項の規定による許可を受けた」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは、「第十四条の規定及び

第十五条において準用する第九条」と、第八条第一項各号」とあるのは「第十四条第一項各号」と読み替えるものとする。
(都市計画の決定等に関する特例)

掲げる事項を定めた基本計画を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表した場合において、当該市町村が都市計画に寺別録地保全地区内の土地を都市計

（都市計画事業の認可に関する特例）

画法第十一條第一項第二号に掲げる施設である緑地として定めるときについては、同法第十六条の規定及び同法第十九条第三項から第五項まで（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同法第十九条第一項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）中「とする」とあるのは、「とし

する。ただし、当該都市計画の案について異議がある旨の第十七条第二項の規定による意見書の提出がなかつたときは、その議を経ることを要しない」とする。

第十九条の三 市町村は、第四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項として、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可に関する事項を定めることができる。

定める場合においては、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に協議をするとともに、市にあつては都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

一 前項に規定する事業を都市計画事業として

3
二 前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する施設を管理する者の意見の聴取を要することとなるとき当該施設を管理する者

一 第一項に規定する事項が定められた基本計画が第四条第八項（同条第九項において準用する）

場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項に規定する事業を実施する市町村又は都市緑化支援機構に対する都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可があつたものとみなす。

第三節 地圖之四等

（地区計画等緑地保全条例） 第二十条 市町村は、地区計画等 （都市計画法第

第四条第九項に規定する地区計画等をいう。第三十九条第一項において同じ。の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。以下この項及び第三十九条第一項において同じ。）の区域（地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）防災街区整備地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なもののが定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における保全に関する事項（地区整備計画につては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。）が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画）（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十二条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で、歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められたる区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げられる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画緑地保全条例」という。）には、併せて、市長が当該樹林地、草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、好な居住環境の確保（第一項（歴史的風致維持の風致の維持及び向上並びに良好な居住環境確保）及び都市における緑地の適正な保全をため、合理的に必要と認められる限度において行う。）による。

萬葉集

(管理協定の締結等)

4 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項までび第九項（第一号、第二号、第六号及び第七に係る部分に限る。）の規定の例により、当条例に定める制限の適用除外、許可基準その必要な事項を定めなければならない。
(標識の設置等についての準用)
第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地全条例が定められに場合につて準用する。

合併体が定められた場合には、この場合に置いて登用する場合において、同条第一項及び第四項中の「道府県等」とあるのは「市町村」と、同条第一項及び第四項中「緑地保全地域である」とあるのは「地盤等」、同条第一項及び第四項中「緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保

（管 理 協 定 又 或 ）といふ。）を有する者等等と総称する。）を有する者等等と総称する。）を締結して、該土地の区域内の綠地の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる土地の区域（以下

道府県知事（市の区域内にあつては、当該市長。以下「都道府県知事等」という。）とあれば、「市町村長」と、同条第六項中「都道府知事等」とあるのは、「市町村長」と読み替えものとする。

第二十二条 地図計画等緑地保全条例には、第五条において準用する第九条の規定及び第十一条において読み替えて準用する第十一條の規定により、原状回復等の命令並びに報告の収及び立て検査等をすることができる旨を定めることができる。

第二十三条 第十一条の規定は、地区計画等の範囲に於ける場合に於ては、この規定による許可を受けることができる。
全条例による許可を受けることができないたる場合に於ける場合に於ては、この規定による許可を受けることができる。

この場合において、同条第一項本文中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域に関する都市計

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定について、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第六号ニに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三 土地及び木竹の利用を不當に制限するもの

四 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二〇四

地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項

を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同

意を得なければならぬ。ただし都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地

三井は、この問題の日本側の三井について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認

可を受けなければならぬ。
(管理協定の縦覧等)

第二十五条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請が

あつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公

告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

前項の規定による公告がなつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理易主につき、地代又は料金又は行灯料金二

意見書を提出することができる。
（管理協定の認可）

第二十六条 市町村長は、第二十四条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号の

いずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

二 申請手続が法令に違反しないこと。
二 管理協定の内容が、第二十四条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであることを。

(管理協定の公告等)

第二十七条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、そ

(管理協定の変更)
第二十八条 第二十四条第二項から第五項まで及び第三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。
(管理協定の効力)
第二十九条 第二十七条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。
(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)
第三十条 第二十四条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

のに限る。) 又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従つて行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第三十二条 削除
(公害等調整委員会の裁定)

第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例(第二十条第一項の許可に係る部分に限る。)の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十五回号)第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留等の他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものの限る。)をいう。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の建築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区画の二以上にわたる場合には、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区画にあつては、零)にそな敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計額により一つの敷地とみなされる。団地又は一定の団地又は区域の土地の区域内の建築物については、当該団地又は区域の土地の総面積に対する割合を乗じて得たものの合計額以上でなければならぬ。

(一)の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により一つの敷地とみなされる。団地又は一定の団地又は区域の土地の区域内の建築物について、当該団地又は区域の土地の総面積に対する割合を乗じて得たものの合計額以上でなければならぬ。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条(第三項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるとして前条の規定を適用する。

区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

市民緑地契約の内容は、基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市民緑地の管理期間は、一年以上で国土交通省令で定める期間以上でなければならない。

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号ロに掲げる事項を定める場合には、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議し、その同意を得なければならぬ。

一 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。）内の土地の区域、都府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

二 緑地保全地域（地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。第八項第二号において同じ。）及び特別緑地保全地区内の土地の区域、都道府県知事等

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受け区域内の土地の区域、市町村長

6 首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第一項の緑地保全・緑化推進法人は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。第八項第二号において同じ。）及び特別緑地保全地区内の土地について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について准用する。

では、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用）

第五十九条 第三十条の規定は、第五十五条第二項の緑地保全・緑化推進法人が管理する市民緑地内に樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第二節 市民緑地設置管理計画の認定

（市民緑地設置管理計画の認定）

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第十号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画（以下「市民緑地設置管理計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

市民緑地設置管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積

二 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の概要、規模及び配置

イ 緑化施設

ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

三 市民緑地の管理の方法

四 市民緑地の設置及び管理の資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

（市民緑地設置管理計画の認定基準等）

第六十一条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準に該当する（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第八号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をする。

一 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な綠地が不足していること。

二 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

三 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

四 市民緑地の管理方法が、市民緑地の管理が適切に行われるため必要なものとして国土交通省令で定める期間以上であること。

五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

六 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

七 市民緑地設置管理計画を遂行するため必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには必要なその他の能力が十分であること。

八 市民緑地設置管理計画に記載された前条第一項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行うべき行為であつて第十四条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。

九 その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

十 前項第三号の緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

十一 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハままでに掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該市民緑地設置管理計画について、あらかじめそれぞれ当該各号に定める者に協議し、当該各号に規定の整備に係る行為が第二号又は第三号に掲げられる行為のいずれかに該当するものである場合は、その同意を得なければならぬこと。

一二 指定都市以外の市町村の区域内の首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域において行う行為であつて、第八条第一項の規定による

三 町村の区域内の特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならぬもの 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるとときは、前項の同意をするものとする。

四 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に受けなければならないもの 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるとときは、前項の同意をするものとする。

五 市町村長は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

(市民緑地設置管理計画の変更)

第六十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めることにより、市町村長の認定を受けなければならない。

二 前条の規定は、前項の認定について準用する。（報告の徴収）

第六十三条 市町村長は、認定事業者に対し、第六十一条第一項の認定を受けた市民緑地設置管理計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。（改善命令）

第六十四条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従つて市民緑地の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（認定の取消し）

第六十五条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の認定を取り消すことができる。（首都圈保全法等の特例）

第六十六条 認定事業者が認定計画に従つて首都圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項（首都圏保全法等の特例）

二 認定事業者が認定計画に従つて近畿圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

三 認定事業者が認定計画に従つて緑地保全地域において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

四 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号イ又はロに掲げる施設を整備するため第十四条第一項の許可を受けなければならない行為を行ふ場合には、当該許可があつたものとみなす。

五 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号ハに掲げる施設を整備するため行う行為については、第十四条第一項から第七項までの規定は、適用しない。（認定市民緑地の管理）

第六十七条 地方公共団体又は第八十一条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第八十二条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて設置された市民緑地（次条において「認定市民緑地」という。）を管理する（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用）。

第六十八条 第三十条の規定は、前条の緑地保全・緑化推進法人が同条の規定に基づき管理する認定市民緑地内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第七章 都市緑化支援機構

（支援機構の指定）

第六十九条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」といいう。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて、

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 支援業務以外の業務を行つてゐる場合にあつては、その業務を行ふことによつて支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとし

て、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第七十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

国土交通大臣は、指定をしたときは、支援機構の名称、住所及び支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

四 支援機構は、その名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

五 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

六 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出を

した者から対象土地を買い入れること。

二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する

対象土地の管理を行うこと。

四 第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

五 第八十九条第三項に規定する認定事業者に對し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

（業務規程の認可）

（業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。）

一 特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に

大臣の認可を受けなければならない。

二 業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に

大臣の認可を受けなければならない。

六 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は言及び指導を行うこと。

八 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条のただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前の行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)にあつたものについての同法による不服申立てについて、互換の手続をもつて、右のとおり、右のとおり

第六百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 附則（平成一年二月二日法律第

一六〇号抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）一部

及で原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。

第十四条第一項 第一千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十三年五月二十五日法律第二

(五
月
二
日)
七
号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三日（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から

（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）施行する。

(総括の併合及び総合の辯述に関する基本問題に関する経過措置)

改正後の都市緑地保全法（以下この条において「新法」という。）第二条の二の規定に基づき尋

地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以

下この条において「基本計画」という。)が定められるまでの間で、(二)法津の施行

められるまでの間においてはこの法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市緑地保全

法第二条の二の規定に基づき定められている其

本計画を新法第二条の二の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

附則(平成一六年六月一日法律第六七)

卷之二十一

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九行一法

の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)
第六十二条 第百二十八条の規定（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際に効力を有する第一百二十八条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条及び附則第九十条において「旧都市緑地法」という。）第六条第一項の規定により都道府県が定めた緑地保全計画若しくは旧都市緑地法第六条第一項若しくは第四項、第七条第一項（第三項若しくは第四項（旧都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。））、第七条第五項若しくは第六項（旧都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第二項、第四項、第六項若しくは第八項、第十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十条第一項（旧都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項若しくは第二項（旧都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第一項、第三項若しくは第七項、第二十一条第四項若しくは第五十五条第五項（市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第二号に掲げるものである場合に限る。以下この項において同じ。）の規定により都道府県若しくは都道府県知事が行つた許可その他の行為又は現に旧都市緑地法第八条第一項若しくは第七項、第十四条第一項、第四項から第六項まで若しくは第五項の規定により都道府県知事に対してもつて行つている許可の申請その他の行為で、第一百二十八条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条及び附則第九十条において「新都市緑地法」という。）第六条第一項、第五項若しくは第六項（新都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第六項から第八項まで、第九条第一項若しくは第二

定を準用する場合を含む。）、第十一条第一項（新都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条第一項若しくは第二項（新都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第一項若しくは第三項から第八項まで、第二十四条第四項又は第五十五条第五項若しくは第七項の規定により市若しくは市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市が定めた緑地保全計画若しくは当該市若しくは市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

（四）第百二十八条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市緑地法第十四条第一項の許可の申請についての不許可の处分に係る土地の買入の手続については、新都市緑地法第十七条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（五）第百二十九条の規定の施行前に旧都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により市長に対し届出をしなければならないこととなるもので、第百二十九条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百二十八条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対し届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これららの規定を適用する。

（六）第百二十九条の規定の施行の際現に旧都市緑地法第五十五条第五項の規定により地方公共団体がしている協議の申出（市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第一号に掲げるものである場合に限る。）は、新都市緑地法第五十五条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
（二二二号）抄

（施行期日）
（九号）抄

（第六条）
（第一項）この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六
六号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（第六条）この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

（この法律の規定による改正前の法律の規定による）
（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

（不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

附 則（令和六年五月二九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の都市緑地法第一百五条第一項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。